

様式第2号（第7条関係）

太陽光発電システム設置工事完了報告書

秋田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金の交付申請時の添付書類として、次のとおり提出します。

1 申請者氏名

2 設置工事期間

着工日 年 月 日

工事完了日 年 月 日

3 設置工事

新築 既築 建売

その他の設置 _____

4 設置システムの形状

建材一体型 架台設置型 その他

5 太陽電池の最大出力

____. ____ kW （小数点以下第2位未満切捨て）

6 補助金交付申請額

_____円 [積算：25千円×最大出力____. ____ kW]

7 電灯契約者名 _____

8 太陽光発電システムを設置した建物の所有者

申請者のみ（単独の所有）

申請者以外にも所有者がいる（承諾は次ページ点線内に記載）

【承諾事項・承諾者】

今般、私の所有する建物の屋根等に申請者が太陽光発電システムを設置することについて、善良な管理者の注意をもって管理することを条件に承諾します。

- 1 住所 _____
氏名 _____ 印
- 2 住所 _____
氏名 _____ 印
- 3 住所 _____
氏名 _____ 印

9 他の補助金の申請状況

(1) 秋田県の補助金

申請状況 申請済み 申請予定 予定なし
補助金交付額（申請額） _____ 円

(2) その他

申請状況 申請済み 申請予定 予定なし
補助金交付額（申請額） _____ 円
補助金の名称 _____

10 設置工事の施工業者

会社名 _____
所在地 _____
担当者名 _____
電話番号 _____

11 設置工事費

設置工事費の内訳（関連工事費を除く。） _____ 千円

- ・ モジュール _____ 千円
- ・ 付帯機器費 _____ 千円
- ・ 設置費 _____ 千円
- ・ （参考）エコキュート・エコガード等対象外となる関連工事費 _____ 千円
- ・ 製造メーカー _____

記入上の留意点等（このページは提出不要です。）

1 用紙等

- (1) 用紙はA4縦置きとし、必要に応じて行を追加すること。
- (2) 郵送はできるだけ避け、秋田市環境部環境総務課に持参すること。

2 5の「太陽電池の最大出力」欄

対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を記入すること（小数点以下第2位未満切捨て）。

3 6の「補助金交付申請額」欄

- (1) 千円未満の端数を切り捨てること。
- (2) 最大出力の値は、5の最大出力と同じ値を記入すること。ただし、4.00kWを超えるときは4.00kWと記載すること（補助金の申請額の上限は10万円）。

4 7の「電灯契約者名」欄

申請者と同一であること。

5 8の「太陽光発電システムを設置する建物の所有者」欄

- (1) 該当する□に✓印を記入すること。
- (2) 所有者が複数の場合（固定資産税の納税通知書の「ほか○名」の数値と一致します。）は、申請者以外の所有者全員から承諾を得ること。この場合において、承諾を得なければならない者が4人以上いるときは、別用紙（承諾事項ならびに承諾者の住所・氏名の記載および押印があること。）を作成し、所有者全員の承諾を得ること。

6 9の「他の補助金の申請状況」欄

該当する□に✓印を記入し、併せて必要事項も記入すること。

7 10の「設置工事の施工業者」欄

設置工事を施工する業者名等を記入すること。

8 11の「設置工事費」欄

- (1) 税抜きの金額を記入すること（千円未満は四捨五入）。
- (2) 「設置工事費の内訳」も同様とし、内訳の項目にない費用は、設置費にまとめること。
- (3) 「製造メーカー」は、設置した太陽光パネルの製造メーカーを記入すること。

9 手続代行関係

補助金交付に係る手続を委任する場合は、委任状（様式第6号）を提

出すること。

10 納税証明書又は非課税証明書の発行主体

- (1) 市町村民税にあつては前年1月1日の住民票の住所地の地方公共団体が発行するもの、固定資産税にあつては前年度の本市発行のもの（資産がない場合は、本市の固定資産課税台帳に登録していないことの証明書（申請書を提出した日の属する年の1月1日現在のもの））
- (2) 上記証明書が発行できない期間においては、「前々年のもの」を提出しても構わない。

11 その他

- (1) 「その他市長が必要と認める書類」として、申請者に対し、提出書類のみでは建物の所有、納税状況等の把握ができない場合に関連書類の提出を求めることがあるほか、納税通知書等の写しの提出を求める場合がある。
- (2) 原則として、申請書類が事務所に到達した日から起算して14日以内に補助金の交付の可否を決定し、その結果を記載した通知書により申請者に通知する。